

令和元年7月9日
港湾局産業港湾課

「令和元年度 特定港湾施設整備事業基本計画」を閣議決定

港湾整備促進法に基づく、「令和元年度 特定港湾施設整備事業基本計画」について、本日閣議決定されましたので公表いたします。

本基本計画は、港湾整備促進法に基づき、特定港湾施設整備事業（※）に要する費用に充てる資金調達を円滑に行えるようにするため、国土交通大臣が会計年度ごとに、交通政策審議会の議を経て定め、内閣の承認を求めるとされています。

国土交通大臣は、内閣の承認を得た本基本計画に基づいて資金の融通のあっ旋を行います。

（※）特定港湾施設整備事業とは

特定港湾施設整備事業は、港湾管理者が地方債により資金を調達して実施する、以下の二つの事業で構成されます。

①港湾機能施設整備事業

港湾整備事業（公共事業）による岸壁等の基本施設とともに、港湾の機能を効率的に発揮されるために必要な上屋、荷役機械、ふ頭用地等を整備するもの。

②臨海部土地造成事業

港湾における輸送活動を支援する港湾関連用地、都市機能等の用に供する都市機能用地や交通機能用地などの港湾関連用地等及び地域の産業開発に資する工業用地を造成するもの。

○閣議決定日

令和元年7月9日（火）

問い合わせ先

国土交通省 港湾局 産業港湾課 柳・黒木

TEL:03-5253-8111（内線46-452、46-453）

03-5253-8673（直通）FAX:03-5253-1651

令和元年度 特定港湾施設整備事業基本計画について

本基本計画は、港湾整備促進法に基づき、特定港湾施設整備事業に要する費用に充てる資金調達を円滑に行えるようにするため、国土交通大臣が会計年度ごとに、交通政策審議会の議を経て定め、内閣の承認を求めるとされています。

国土交通大臣は、内閣の承認を得た本基本計画に基づいて資金の融通のあつ旋を行います。

○令和元年度 特定港湾施設整備事業基本計画

施設名	単位	数量	事業費 (百万円)	港名
上屋	棟	52	6,641	苫小牧、函館、小樽、千葉、清水、四日市、大阪、姫路、鳥取、境、徳山下松、今治、八幡浜、下関、北九州、苅田、大分、別府、鹿児島、名瀬、垂水、那覇、石垣 (以上 23港)
荷役機械	基	41	12,241	苫小牧、石狩湾新、酒田、小名浜、茨城、千葉、川崎、新潟、直江津、清水、田子の浦、三河、舞鶴、水島、呉、徳山下松、三田尻中関、高知、博多、大分、志布志、那覇 (以上 22港)
ふ頭用地	千㎡	1,680	31,190	苫小牧、石狩湾新、函館、小樽、宮古、大船渡、釜石、仙台塩釜、秋田、酒田、小名浜、相馬、茨城、鹿島、千葉、木更津、川崎、姫川、七尾、金沢、敦賀、名古屋、三河、舞鶴、大阪、神戸、姫路、尼崎西宮芦屋、鳥取、境、西郷、別府(島根県)、水島、福山、呉、徳山下松、岩国、三田尻中関、宇部、小野田、高松、下関、北九州、博多、苅田、三池、長崎、巖原、郷ノ浦、佐世保、八代、大分、津久見、別府、臼杵、鹿児島、名瀬、志布志、川内、那覇、石垣 (以上 61港)
引船	隻	1	330	小樽 (以上 1港)
港湾機能施設整備事業 計			50,402	
港湾関連用地等	千㎡	586	22,709	釧路、茨城、横浜、清水、大阪、堺泉北、阪南、水島、広島、高松、博多、苅田、鹿児島、中城湾 (以上 14港)
工業用地	千㎡	262	6,166	茨城、阪南、尼崎西宮芦屋、水島、笠岡、広島、徳島小松島、苅田、大分 (以上 9港)
臨海部土地造成事業 計			28,875	
合計			79,277	

注) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある

○ 特定港湾施設整備事業とは

特定港湾施設整備事業は、港湾管理者が地方債により資金を調達して実施する、以下の二つの事業で構成されます。

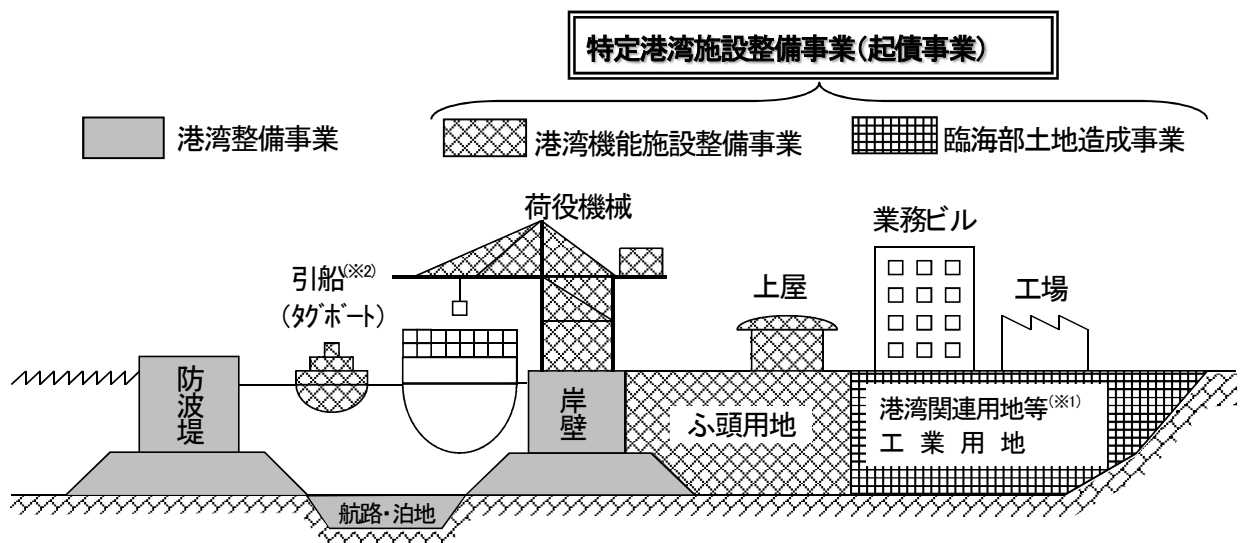
① 港湾機能施設整備事業

港湾整備事業（公共事業）による岸壁等の基本施設とともに、港湾の機能を効率的に発揮されるために必要な上屋、荷役機械、ふ頭用地等を整備するもの。

② 臨海部土地造成事業

港湾における輸送活動を支援する港湾関連用地、都市機能等の用に供する都市機能用地や交通機能用地などの港湾関連用地等及び地域の産業開発に資する工業用地を造成するもの。

特定港湾施設整備事業概念図



(※1) 港湾関連用地等：港湾計画に定められた 港湾関連用地、交流厚生用地、都市機能用地、交通機能用地 など

(※2) 引船(タグボート)：船舶の離着岸を補助するために使用する船舶。